第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
（略）	（略）	（略）	（略）
第四条第一項			
（略）	（略）	（略）	（略）
第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額	（略）	第百四十九条において準用する法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額	第五十五条第一項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額又は法第六十三条第四項の規定に基づき算定費用額から控除される金額
第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号若しくは第三項第一号イ	（略）	法第百四十九条において準用する第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号若しくは第三項第一号イ	第五十八条第二項又は第六十三条第二項第一号若しくは第三項第一号
第六十三条第二項第六号	（略）	第百四十九条において準用する法第六十三条第二項第六号	第五十三条第二項第六号
法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額	（略）	法第百四十九条において準用する法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額。以下この項において同じ。	健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額
支払を受ける	（略）	（略）	支払を受ける
支払を、特別療養費に係る療養を受けた者については法第百四十九条において準用する法	（略）	（略）	支払を受ける

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
（略）	（略）	（略）	（略）
第四条第一項			
（略）	（略）	（略）	（略）
第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額	（略）	第百四十九条において準用する法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額	第五十五条第一項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額又は法第六十三条第三項の規定に基づき算定費用額から控除される金額
第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号	（新設）	第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号	第五十八条第二項又は第六十三条第二項第一号
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
支払を受ける	（略）	（略）	（略）
支払を、特別療養費に係る療養を受けた者については法第七十六条第二項の費用の額の算	（略）	（略）	（略）